

正 副

正、副を明示してください。

破消しゴムなどでの修正は認められません。

開発行為許可申請書

都市計画法第29条第1項の規定により、開発行為の許可を申請します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先)
岐阜市長

申請者住所氏名
(名称及び代表者名)

申請区域のすべての地番を登記簿謄本に記載されている内容に合わせて正確に記入してください。一部申請の場合は“の一部”と記入してください。

一部申請の場合のみ、“のうち”を記入してください。

〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇会社 〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇
(電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)

公簿の面積は、公簿と同じ桁数としてください。
実測は小数点以下2桁で明示してください。

開 発 行 為 の 概 要	1	開発区域に含まれる地域の地名地番	岐阜市〇〇町三丁目123番4及び123番5の一部(仮換地)
	2	開発区域の面積	公簿 1,300 平方メートルのうち 実測 1,200.02 平方メートル
	3	予定建築物等の用途	専用住宅(分譲住宅 10区画 10棟 10戸)
	4	工事施行者住所氏名	〇〇市〇〇町〇番地〇 〇〇建設株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 (電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)
	5	工事予定期間	許可取得後又は令和〇〇年〇〇月〇〇日から 令和〇〇年〇〇月〇〇日まで
	6	自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のものの別	自己の居住の用、自己の業務の用、その他
	7	法第34条の該当号及び該当する理由	第 号
	8	開発区域にかかっている用途地域の名称	第一種住居地域
	9	その他必要な事項	農地法第5条許可申請、都市計画法第32条同意申請(県・市)都市計画法第32条協議申請(市道・市水路・上下水道・消防水利)、道路占用許可申請(県・市)、法定外公共物敷地占用・工作物新築等許可申請

自己居住、1ha以下自己業務の場合は、未定でよい。

市街化調整区域では、法第34条該当号の添付書類が追加が必要となります。

法第34条該当号の名称を記入し、第14号の場合は開発審査会基準の各名称を記入。市街化区域内にあっては記入不要です。

※ 岐阜市受付 ※ 許可に付した条件

他の申請手続きを全て記入してください。

予定建築物の用途を記入してください。
例：自己用専用住宅(分家住宅)、専用住宅(共同建2区画2棟14戸)、専用住宅(宅地分譲5区画5棟5戸)、分家住宅を連名で申請の場合は、自己用専用住宅(〇〇〇〇の分家住宅)と分家される方の名前を記入してください。

※印欄は、記入しないこと。

連絡先 〇〇事務所 担当 〇〇 〇〇
TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

開発行為許可申請書の記入方法

1欄は、開発区域の地名地番(土地改良区域内、土地区画整理事業区域内であれば、旧地番と仮換地番)を記入してください。

2欄は、土地の登記事項証明書の地積及び実測面積を記入してください。

3欄は、予定建築物の用途、利用目的等を詳しく記入してください。

(1) 予定建築物の用途の中に工場(作業所)がある場合は、その業種、床面積及び動力の大きさ等をカッコ書きで併記してください。

(2) 分譲住宅、賃貸住宅、従業員住宅等の場合は、区画数、棟数及び戸数まで併記してください。

(例) 専用住宅、専用住宅(共同建 1棟10戸)、専用住宅(長屋建 1棟4戸)

専用住宅(分譲住宅 10区画10棟10戸)

専用住宅(従業員住宅 3区画3棟3戸)、店舗(飲食店)併用住宅

工場(自動車修理、〇〇馬力、〇〇㎡)、倉庫(建築材料倉庫)等

4欄は、工事を直接行う者を記入し、自分で行うときは「直営」と記入してください。

7欄の該当号について(市街化調整区域内の場合に記入)

(法第34条)

第1号……周辺地域に居住している者の利用に供する公益上必要な建築物又は日常生活に必要な物品の販売、加工、修理を行う店舗、事業所等の建築物

第2号……市街化調整区域内に存する鉱物資源、観光資源の有効な利用上必要な施設

第4号……農林漁業の用に供する施設(法第29条第1項第2号に該当する建築物を除く)

第5号……農林業等活性化基盤施設

第6号……中小企業の事業共同化又は工場、店舗の集団化に寄与する事業の用に供する施設

第7号……市街化調整区域内に現存する工場と密接な関連(製品、原料、工程等について)を有する事業の用に供する施設

第8号……危険物の貯蔵処理のための施設

第9号……沿道サービス施設等の施設

第10号……地区整備計画に定められた内容に適合する施設

第11号……条例で指定する土地の区域内で、環境の保全上支障があると条例で定めるものに該当しない建築物

第12号……条例で区域、目的又は予定建築物等の用途を限り定められた建築物

第13号……既存権利者の届け出に基づき、5年以内に行うもので、自己の居住又は業務の用に供する施設

第14号……周辺の市街化を促進することなく、かつ、市街化区域に建てるのが困難か不適当な施設(開発審査会の審査を要するもの)

(注) 1 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第3条第1項の宅地造成工事規制区域内においては、本許可を受けることにより、同法第8条第1項本文の宅地造成に関する工事の許可が不要となります。

2 許可申請者又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

3 ※印のある欄は記載しないこと。

4 「法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為が市街化調整区域内において行われる場合に記載すること。

5 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること。

6 添付する設計図書には、設計者の記名と併せて連絡方法(電話番号等)を併記してください。

【市街化調整区域記入例】

別記様式第二（第十六条関係）

砂消しゴムなどでの修正は認められません。

正 副

正、副を明示してください。

開 発 行 為 許 可 申 請 書

都市計画法第29条第1項の規定により、開発行為の許可を申請します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先)
岐 阜 市 長

申請者住所氏名
(名称及び代表者名)

〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇 〇〇
(電話 〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇)

公簿の面積は、公簿と同じ桁数としてください。
実測は小数点以下2桁で明示してください。

開 発 行 為 の 概 要	1	開発区域に含まれる地域の地名地番	岐阜市〇〇町三丁目123番4及び123番5 (仮換地)	
	2	開発区域の面積	公簿 400	平方メートル
			実測 400.25	平方メートル
	3	予定建築物等の用途	自己用専用住宅(分家住宅)	
	4	工事施行者住所氏名	(電話)	
	5	工事予定期間	許可取得後又は令和〇〇年〇〇月〇〇日から 令和〇〇年〇〇月〇〇日まで	
	6	自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のものの別	自己の居住の用、 自己の業務の用、その他	
	7	法第34条の該当号及び該当する理由	第14号 分家住宅	
	8	開発区域にかかっている用途地域の名称	無指定(市街化調整区域)	
9	その他必要な事項	農地法第5条許可申請、都市計画法第32条同意申請(県・市)、道路占用許可申請(県・市)、法定外公共物敷地占用・工作物新築等許可申請		
※	岐阜市受付	※	許可に付した条件	
		他の申請手続きを全て記入してください。		
予定建築物の用途を記入してください。 例：自己用専用住宅(分家住宅)、専用住宅(共同建2区画2棟14戸)、専用住宅(宅地分譲5区画5棟5戸)、分家住宅を連名で申請の場合は、自己用専用住宅(〇〇〇〇の分家住宅)と分家される方の名前を記入してください。				

※印欄は、記入しないこと。

連絡先 〇〇事務所 担当〇〇 〇〇
TEL 〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇

開発行為許可申請書の記入方法

1欄は、開発区域の地名地番(土地改良区域内、土地区画整理事業区域内であれば、旧地番と仮換地番)を記入してください。

2欄は、土地の登記事項証明書の地積及び実測面積を記入してください。

3欄は、予定建築物の用途、利用目的等を詳しく記入してください。

(1) 予定建築物の用途の中に工場(作業所)がある場合は、その業種、床面積及び動力の大きさ等をカッコ書きで併記してください。

(2) 分譲住宅、賃貸住宅、従業員住宅等の場合は、区画数、棟数及び戸数まで併記してください。

(例) 専用住宅、専用住宅(共同建 1棟10戸)、専用住宅(長屋建 1棟4戸)

専用住宅(分譲住宅 10区画10棟10戸)

専用住宅(従業員住宅 3区画3棟3戸)、店舗(飲食店)併用住宅

工場(自動車修理、〇〇馬力、〇〇㎡)、倉庫(建築材料倉庫)等

4欄は、工事を直接行う者を記入し、自分で行うときは「直営」と記入してください。

7欄の該当号について(市街化調整区域内の場合に記入)

(法第34条)

第1号……周辺地域に居住している者の利用に供する公益上必要な建築物又は日常生活に必要な物品の販売、加工、修理を行う店舗、事業所等の建築物

第2号……市街化調整区域内に存する鉱物資源、観光資源の有効な利用上必要な施設

第4号……農林漁業の用に供する施設(法第29条第1項第2号に該当する建築物を除く)

第5号……農林業等活性化基盤施設

第6号……中小企業の事業共同化又は工場、店舗の集団化に寄与する事業の用に供する施設

第7号……市街化調整区域内に現存する工場と密接な関連(製品、原料、工程等について)を有する事業の用に供する施設

第8号……危険物の貯蔵処理のための施設

第9号……沿道サービス施設等の施設

第10号……地区整備計画に定められた内容に適合する施設

第11号……条例で指定する土地の区域内で、環境の保全上支障があると条例で定めるものに該当しない建築物

第12号……条例で区域、目的又は予定建築物等の用途を限り定められた建築物

第13号……既存権利者の届け出に基づき、5年以内に行うもので、自己の居住又は業務の用に供する施設

第14号……周辺の市街化を促進することなく、かつ、市街化区域に建てるのが困難か不適当な施設(開発審査会の審査を要するもの)

(注) 1 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第3条第1項の宅地造成工事規制区域内においては、本許可を受けることにより、同法第8条第1項本文の宅地造成に関する工事の許可が不要となります。

2 許可申請者又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

3 ※印のある欄は記載しないこと。

4 「法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為が市街化調整区域内において行われる場合に記載すること。

5 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること。

6 添付する設計図書には、設計者の記名と併せて連絡方法(電話番号等)を併記してください。